

災害時の避難を地域ぐるみで支援します！

～行政が保有する要援護者情報の提供に関する協定を締結しました～

港北区では、地震や風水害などの大災害が発生したときに、自力で避難することが困難な方を地域ぐるみで支援する仕組みをつくる事業を平成 20 年度から行っています。平成 23 年度は、新たに 2 地区が本事業に取り組むことになりました。

このたび、この 2 地区の連合町内会長と港北区長により要援護者情報の提供に関する協定を結びました。これにより、港北区では全 13 連合町内会において本事業が実施されていることとなります。

※ 提供する情報は、行政が保有している要援護者情報のうち、ご本人から同意のあった方の情報です。

1 協定締結日
平成 24 年 2 月 22 日（水）

2 場 所
港北区役所会議室

3 締結団体（2 連合町内会）
(1) 大曾根自治連合会
(2) 高田町連合町内会



4 提供する個人情報
2 地区合計 357 人（同意した人の率 49.7%）

5 参考
今回の 2 地区の取組により、全自治会町内会の 74%（153 自治会町内会中 113 自治会町内会）が本事業に取り組むこととなりました。

※情報提供の対象となる要援護者の方々については裏面をご参照ください。

問い合わせ先			
港北区役所	高齢・障害支援課長	加藤 民幸	Tel 045・540・2316
港北区役所	総務課長	下澤 明久	Tel 045・540・2204
港北区役所	福祉保健課長	小山 実	Tel 045・540・2336

情報提供の対象となる方々

- (1) 介護保険の要介護度3以上の方
- (2) 介護保険の要支援以上のひとり世帯、又は高齢者世帯の方
- (3) 介護保険の要介護度1又は2で認知症のある方
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分（区分1～6）認定の方
- (5) 聴覚・視覚障害で手帳（等級1級～3級）所持の方